

## 個人情報取扱特記仕様書

### (特約及び法令等の遵守)

第1条 受託者は、個人情報（個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

2 受託者は、前項の規定に定めるもののほか、個人情報の取扱い及び管理については、豊見城市情報公開及び個人情報保護に関する条例（平成14年豊見城市条例第35号）、豊見城市情報公開及び個人情報保護に関する条例施行規則（平成15年豊見城市規則第6号）その他個人情報保護に関する法令の規定を遵守し業務を履行しなければならない。

### (秘密の保持)

第2条 受託者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 受託者は、本件委託業務に従事する者（以下「業務従事者」という。）が在職中及び退職後においても、前項の規定を遵守するように必要な措置を講じなければならない。

3 前2項の規定は、この契約の契約期間満了後又は契約解除後も同様とする。

### (漏えい、滅失及びき損の防止)

第3条 受託者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報などについて、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

### (目的外使用・提供の禁止)

第4条 受託者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を当該事務の目的以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

### (事務従事者への周知)

第5条 受託者は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は当該事務の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を監督及び教育を行わなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第6条 受託者は、豊見城市の同意がある場合を除き、本件委託業務を処理するため豊見城市から貸与された個人情報記録された資料等をこの契約の目的以外に複写し、又は複製してはならない。

(個人情報の安全管理)

第7条 受託者は、本件委託業務を処理するにあたり、個人情報を取り扱う場所(以下「作業場所」という。)を特定し、あらかじめ豊見城市に届け出なければならない。その特定した作業場所を変更しようとするときも、同様とする。

2 受託者は、豊見城市が同意した場合を除き、個人情報を作業場所から持ち出してはならない。

3 受託者は、個人情報を、秘匿性等その内容に応じて、次の各号の定めるところにより管理しなければならない。

(1) 個人情報は、金庫、施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室等に保管しなければならない。

(2) 個人情報を電子データとして持ち出してはならない。

(3) 個人情報を電子データで保管する場合、当該データが記録された記録媒体及びそのバックアップデータの保管状況並びに記録された個人情報の正確性について、定期的に点検しなければならない。

(4) 個人情報を管理するための台帳を整備し、個人情報の受渡し、使用、複写又は複製、保管、廃棄等の取扱いの状況、年月日及び担当者を記録しなければならない。

(調査)

第8条 受託者は、この契約による事務を行うに当たり取り扱っている個人情報の状況について、豊見城市の求めがあった場合は、随時調査報告することとする。

(事故発生時における報告)

第9条 受託者は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに豊見城市に報告し、豊見城市の指示に従うものとする。

(契約の解除及び損害賠償)

第10条 豊見城市は、受託者がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めるときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

(漏えい等が発生した場合の責任)

第11条 受託者は、本件委託業務に係る個人情報の漏えい等の事態が発生した場合において、その責めに帰すべき理由により豊見城市又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(収集の制限)

第12条 受託者は、本件委託業務を処理するにあたって個人情報を収集するときは、当該業務を処理するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(返還、廃棄又は消去)

第13条 受託者は、本件委託業務を処理するために豊見城市から引き渡され、又は受託者自ら作成し若しくは取得した個人情報について、本件委託業務完了後速やかに豊見城市の指示に基づいて返還、廃棄又は消去しなければならない。ただし、豊見城市が別に方法を指示したときは、当該方法によるものとする。

2 受託者は、第1項の個人情報を廃棄する場合、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法により廃棄しなければならない。

3 受託者は、ハードディスク等に記録された第1項の個人情報を消去する場合、データ消去用ソフトウェア等を使用し、通常の方法では当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。

4 受託者は、第1項の個人情報を廃棄又は消去したときは、完全に廃棄又は消去した旨の証明書(情報項目、媒体名、数量、廃棄又は消去の方法、責任者、立会者、廃棄又は消去の年月日が記載された書面)を豊見城市に提出しなければならない。

5 受託者は、廃棄又は消去に際し、豊見城市から立会いを求められたときはこれに応じなければならない。